

## 「JCSS 登録の一般要求事項」の改正に係る意見及び回答について

	ご意見	回答
1	<p>p11/37 6. 項(4)(9)(10)(3箇所) 『6. 申請事業者及び登録事業者の遵守事項』では、「申請事業者は遵守事項の誓約書(「JCSS登録申請書類作成のための手引き」参照)に記名・押印の上、申請時に申請書類とともに認定センターに提出すること。」となっているが、手引きの誓約書と文面が異なる。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます、整合状況を確認の上、「JCSS登録の一般要求事項」及び「JCSS登録申請書類作成のための手引き」の該当箇所を改正いたします。</p>

